

## — 資 料 —

## 裁判員制度 — 主要論点に対する各界の提案・意見

## 中 根 憲 一

## 目 次

はじめに

## I 主要論点に対する各界の提案・意見

- (1) 裁判官・裁判員の人数構成
- (2) 評決の方法
- (3) 対象事件の範囲
- (4) 裁判員の年齢要件
- (5) 裁判員等の守秘義務
- (6) 裁判員等の個人情報の保護
- (7) 裁判員等に対する接触の規制
- (8) 報道規制

## II 裁判員制度についての識者等の意見

(文献リスト)

参考資料：法案提出までの主な動き

はじめに

選挙人名簿から無作為に選ばれた市民が、裁判官とともに重大な刑事事件の審理に参加し、被告人の有罪・無罪を判断して量刑も決める。司法への国民の新たな参加制度を導入する「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案」が、3月2日、国会に提出された。

司法制度改革審議会は、平成13年6月に小泉首相に提出した最終意見書のなかで、「刑事訴訟手続において、広く一般の国民が、裁判官とともに責任を分担しつつ協働し、裁判内容の決定に主体的、実質的に関与することができる新

たな制度」の導入を提言した。この提言を受け、政府の司法制度改革推進本部の裁判員制度・刑事検討会において、法案化に向けた制度設計の検討が行われてきたものである（※法案提出までの主な動きについては、末尾の「参考資料：法案提出までの主な動き」の表を参照されたい）。

各紙社説の論調や、新聞・雑誌等に掲載された識者の意見等をみると、裁判員制度の導入そのものについては、これに賛成ないし歓迎する論調や意見が大勢である。

しかし、その具体的な制度設計の有様をめぐってはさまざまな意見が主張されてきた。とりわけ、昨年3月に司法制度改革推進本部事務局が議論の「たたき台」として作成した事務局案が公表されて以降、裁判官・裁判員の人数構成、裁判員の守秘義務、報道規制などの諸点を中心に、活発な論議が繰り広げられてきた。

本稿は、それらの論議のなかから主要なものを取り上げ、それらの論点ごとに、対応する案や意見を一覧的に整理して対照させたものである。

法案の国会提出によって、裁判員制度の導入は現実のものとなってきた。今後の課題は、国民にとって最大の関心事である国民負担の問題であろう。「国民の理解を深め、参加しやすい環境を整備するための議論は置き去りにされたままだ。」（日本経済新聞 2004.1.30）、「…負担を背負う「国民」が置き去りにされた感が否めない。」（産経新聞 2004.1.30）など、国民の視点に立った検討・議論は置き去りにされてきたとの指摘もなされている。裁判員制度の円滑な実施

に不可欠な国民の理解と協力をどう取りつけるか、裁判員制度の成否はそこにかかっているように思われる。

## I 主要論点に対する各界の提案・意見

以下の各表は、主な論点ごとに、各界の提案・意見の対応部分を抜き出して一覧的に整理したものである。

論点は、(1) 裁判官・裁判員の人数構成、(2) 評決の方法、(3) 対象事件の範囲、(4) 裁判員の年齢要件、(5) 裁判員等の守秘義務、(6) 裁判員等の個人情報保護、(7) 裁判員等に対する接触の規制、(8) 報道規制の各項とした。

煩瑣を避けるため、提案・意見の表記については、法律案を除き、【意見書】などの略称を用いた。これらの正式名称及び出典は、下記のとおりである。

提案・意見の配列は、【意見書】から【裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案】までは発表された年月日順で、その後は、各野党、日本弁護士連合会、その他の団体の順とした。なお、それぞれの提案・意見の内容は、各出典からほぼそのままの形で引用してある。したがって、全体として体裁が整わず、読みにくい点があるが、この点についてはあらかじめご了承願いたい。

【意見書】司法制度改革審議会『司法制度改革審議会意見書 -21世紀の日本を支える司法制度-』平成13年6月12日（※首相官邸ホームページ）

【たたき台】司法制度改革推進本部事務局『裁判員制度について』平成15年3月11日（※首相官邸ホームページ）

【座長試案】裁判員制度・刑事検討会座長井上正仁『考えられる裁判員制度の概要について』平成15年10月28日（※首相官邸ホームページ）

【自由民主党】自由民主党政務調査会司法制度調査会「裁判員制度と国民の司法参加のあり方に関する小委員会」委員長長勢甚遠『裁判員制度のあり方について

（裁判員制度と国民の司法参加のあり方に関する小委員会検討結果）』平成15年12月16日（※自由民主党ホームページ）

【公明党】「裁判員制度」各党はこう考える！『カウサ』11, 2004年1月, pp.55-61.

【与党案】『裁判員制度の導入について（与党政策責任者会議司法制度改革プロジェクトチーム合意）』平成16年1月26日与党PT了承、平成16年1月28日党司法制度調査会了承（※自由民主党ホームページ）

【骨格案】司法制度改革推進本部事務局『裁判員制度の概要について（骨格案）』平成16年1月29日（※首相官邸ホームページ）

【民主党】司法改革WT座長江田五月、「次の内閣」法務大臣千葉景子『裁判員制度設計に関する考え方』2003年12月4日（※民主党ホームページ）

（注）脱稿後、民主党が、合議体の構成は裁判官3人・裁判員7人、守秘義務の対象から「評議の経過」は除外し、罰則も懲役刑を削除するなどを内容とした修正案をまとめたことを報じた、「民主が修正対案 裁判員制「懲役削除」盛る」（朝日新聞 2004.4.14）等の新聞報道に接した。しかし、修正内容を各表のなかに追記することができなかったので、その点をお断りしておきたい。

【日本共産党】「裁判員制度」各党はこう考える！『カウサ』11, 2004年1月, pp.55-61.

【社会民主党】「裁判員制度」各党はこう考える！『カウサ』11, 2004年1月, pp.55-61.

【日本弁護士連合会】日本弁護士連合会『裁判員制度及び刑事裁判の充実・迅速化に関する意見書』2003年12月11日（※日本弁護士連合会ホームページ）

【司法改革国民会議】司法改革国民会議「血の通う司法」を実現するための第1回提言～司法の体質を変える構造改革を～』平成14年11月11日（※司法改革国民会議ホームページ）

【市民の裁判員制度つくり会】市民の裁判員制度つくり会『裁判員制度の制度設計案』2003年5月22日（※市民の裁判員制度つくり会ホームページ）

【報道関係3団体】裁判員制度・刑事検討会（第17回）議事録（平成15年5月16日）（※首相官邸ホームページ）

(1) 裁判官・裁判員の人数構成

裁判官と裁判員の人数構成をどうすべきかは、その有様が合議体の性格を決定づけるものとなりかねないだけに、裁判員制度の制度設計をめぐる論議のなかで最も大きな争点となった。「裁判官3人、裁判員2～3人」から「裁判官1～2人、裁判員9～11人」まで、裁判官と裁判員の人数構成をめぐる多様な案が提案されている。そのうち、「裁判官3人、裁判員同数程度」案の論拠は、①裁判官を2人以下にすると、3人の裁判官で審理する他の合議事件とのバランスを失うこと、②裁判官が2人では法律判断が分かれたときに結論が出せなくなること、③全体が多過ぎると充実した議論ができない。従って、裁判員の員数は裁判官と同数程度が適当であること、などである。一方、「裁判官1～2人、裁判員多数」案の論拠は、①裁判員が職業裁判官と臆せず対等に評議をするためには裁判員を多く、裁判官を少なくという設定にしなければならないこと、②裁判員の絶対数が少ないと社会各層の多様な意見・価値観を反映させることができないこと、などである。

【意見書】(p.103.)

(1) 基本的構造

○一つの裁判体を構成する裁判官と裁判員の数及び評決の方法については、裁判員の主体的・実質的関与を確保するという要請、評議の実効性を確保するという要請等を踏まえ、この制度の対象となる事件の重大性の程度や国民にとっての意義・負担等をも考慮の上、適切な在り方を定めるべきである。

【たたき台】(p.1.)

ア 合議体の構成

**A案** 裁判官の員数は、3人とするものとする。

裁判員の員数は、2ないし3人とするものとする。

**B案** 裁判官の員数は、1ないし2人とする

ものとする。

裁判員の員数は、9ないし11人とするものとする。

【座長試案】(p.1.)

(1) 合議体の構成

ア 裁判官の員数

裁判官の員数は、3人とするものとする。

イ 裁判員の員数

裁判員の員数は、4人とするものとする。

ただし、検討会における議論を踏まえると、5人ないし6人とすることも考えられるので、なお検討を要する。

【自由民主党】(pp.10-12.)

(2) 裁判官の人数

…法定合議事件等との均衡から、より重大な事件を対象とする裁判員制度においても裁判官は3人とするのが適当と考えられる。

(3) 裁判員の人数

…裁判員の人数は、4人程度とすることが現実的に適当である。

【公明党】(p.58.)

裁判官 2人

裁判員 7人

【与党案】

2 裁判官と裁判員の人数について

(1) 裁判体の構成

裁判体は、裁判官3人、裁判員6人を原則とする。

(2) …準備手続を行った裁判所は、その結果、被告人が公訴事実を認めている場合において、検察官及び被告人・弁護人に異議がないときは、事案の性格等を考慮し、裁判官1人、裁判員4人による審理とすることができるものとする。

【骨格案】(p.1.)

(1) 合議体の構成

ア 裁判官の員数

裁判官の員数は、3人とするものとする。

イ 裁判員の員数

裁判員の員数は、6人とするものとする。

ウ 第1回公判期日前の準備手続を主宰した裁判官は、準備手続の結果、被告人が公

訴事実を認めている場合において、検察官、被告人及び弁護人に異議がなく、かつ、事案の性質等を勘案して相当と認めるときは、裁判官1人及び裁判員4人の合議体による審判とすることができるものとする。

**【裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案】**

第二条 2 前項の合議体の裁判官の員数は三人、裁判員の員数は六人とし、裁判官のうち一人を裁判長とする。ただし、次項の決定があったときは、裁判官の員数は一人、裁判員の員数は四人とし、裁判官を裁判長とする。

3 第一項の規定により同項の合議体で取り扱うべき事件（以下「対象事件」という。）のうち、公判前整理手続による争点及び証拠の整理において公訴事実について争いがないと認められ、事件の内容その他の事情を考慮して適当と認められるものについては、裁判所は、裁判官一人及び裁判員四人から成る合議体を構成して審理及び裁判をする旨の決定をすることができる。

**【民主党】**

1 裁判体の構成

(1) 裁判官の人数

…裁判官の人数は、総括裁判官クラスのベテラン1名とすることが適当である。  
(なお、ベテラン判事1名と、補助的な仕事を行うロークワークとしての判事補1名の構成とすることも考えられる。)

(2) 裁判員の人数

…裁判員の人数は、10名前後の多数とすることが適当である。

**【日本共産党】 (p.59.)**

裁判官 1～2人（裁判官は多くとも2人、できれば1人にすべきだと考えます。）

裁判員 9人以上

**【社会民主党】 (p.61.)**

裁判官 1～2人

裁判員 6～9人（裁判員は少なくとも裁判官の3倍以上の人数とすべきである。）

**【日本弁護士連合会】 (p.3.)**

1 合議体の構成

裁判官の員数は、1ないし2人とするものとする。

裁判員の員数は、9ないし11人とするものとする。

**【司法改革国民会議】**

裁判官の数は、法律専門家であり、専門家の観点を裁判員に提供し、かつ訴訟や評議の進行役を務めるためにはベテラン判事1人で十分である。

裁判員の数については、民意の反映という共通の目的で創設された検察審査会制度が11名の一般国民で構成されていること、社会の多様な意見を反映させる必要があること、集団討議が可能な規模の人数を確保する必要があること等にかんがみ、たとえば、11名とすることが適当である。

**【市民の裁判員制度つくろう会】**

1 人数比

裁判官は1名、裁判員は11名とする。

(2) 評決の方法

「裁判官1名以上及び裁判員1名以上」などの縛りをかけた単純多数決制や特別多数決制、全員一致を原則とした特別多数決制などが提案されている。「死刑を言い渡すときは全員一致を要する」（日本弁護士連合会）などの意見もある。特別多数決制など、評決の方法を厳しくする意見に対しては、井上正仁裁判員制度・刑事検討会座長は、「現行の裁判所法では評決について過半数の多数決によるという制度が採用されており、この点は、裁判員制度の導入後も、裁判官のみによる裁判については維持されることになるのに、裁判員制度における評決についてのみ、これと異なる評決要件を定める合理的な根拠を見いだすのは困難だと思われる。それどころか、裁判員が加わったがために評決要件を加重するというのは、裁判員が加わって行われる判断には不安があるからより厳格にしたという意味合いすら持ちかねず、適当ではありません。」との意見を述べている（『考えられる裁判員制度の概要について』の説明）。以下、『座長

試案説明』と略す。)

<p><b>【意見書】</b> (p.103.)</p> <p>(1) 基本的構造</p> <p>○一つの裁判体を構成する裁判官と裁判員の数及び評決の方法については、裁判員の主体的・実質的関与を確保するという要請、評議の実効性を確保するという要請等を踏まえ、この制度の対象となる事件の重大性の程度や国民にとっての意義・負担等をも考慮の上、適切な在り方を定めるべきである。</p> <p>○ただし、少なくとも裁判官又は裁判員のみによる多数で被告人に不利な決定をすることはできないようにすべきである。</p>
<p><b>【たたき台】</b> (p.2.)</p> <p>(3) 評決</p> <p>ア</p> <p><b>A案</b> 裁判は、裁判官と裁判員の合議体の員数の過半数であって、裁判官の1名以上及び裁判員の1名以上が賛成する意見によらなければならないものとする。</p> <p><b>B案</b> 裁判は、裁判官と裁判員の合議体の員数の過半数の意見によるものとする。ただし、被告人に不利な裁判は、過半数であって、裁判官の1名以上及び裁判員の1名以上が賛成する意見によらなければならないものとする。</p> <p><b>C案</b> 裁判は、裁判官と裁判員の合議体の員数の過半数の意見によるものとする。ただし、被告人に不利な裁判は、過半数であって、裁判官の過半数及び裁判員の1名以上が賛成する意見によらなければならないものとする。</p>
<p><b>【座長試案】</b> (p.2.)</p> <p>(3) 評決</p> <p>ア 裁判は、裁判官と裁判員の合議体の員数の過半数であって、裁判官の1名以上及び裁判員の1名以上が賛成する意見によらなければならないものとする。</p>
<p><b>【自由民主党】</b> (p.16.)</p> <p>(4) 評決のあり方</p> <p>…基本的な評決要件は、合議体の過半数による多数決によることとすべきである。</p>

<p>…裁判官又は裁判員のみによる多数で決定をすることはできないこととすべきである。</p>
<p><b>【公明党】</b> (p.58.)</p> <p>…評決については、単純多数決制とする。</p>
<p><b>【与党案】</b></p> <p>(5) 評決のあり方</p> <p>① 評決要件は、合議体の過半数による多数決によるものとする。</p> <p>② 裁判官又は裁判員のみによる多数で決定することはできないものとする。</p>
<p><b>【骨格案】</b> (p.2.)</p> <p>(3) 評決</p> <p>ア 裁判は、裁判官と裁判員の合議体の員数の過半数であって、裁判官の1名以上及び裁判員の1名以上が賛成する意見によらなければならないものとする。</p>
<p><b>【裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案】</b></p> <p>第六十七条 前条第一項の評議における裁判員の関与する判断は、裁判所法第七十七条の規定にかかわらず、構成裁判官及び裁判員の双方の意見を含む合議体の員数の過半数の意見による。</p> <p>2 刑の量定について意見が分かれ、その説が各々、構成裁判官及び裁判員の双方の意見を含む合議体の員数の過半数の意見にならないときは、その合議体の判断は、構成裁判官及び裁判員の双方の意見を含む合議体の員数の過半数の意見になるまで、被告人に最も不利な意見の数を順次利益な意見の数に加え、その中で最も利益な意見による。</p>
<p><b>【民主党】</b></p> <p>4 評決</p> <p>3分の2の特別多数決制とする。ただし、裁判官または裁判員のみによる多数で被告人に不利な決定をすることはできないこととする。</p>
<p><b>【日本共産党】</b> (p.59.)</p> <p>裁判官1人以上、裁判員1人以上が入って全体の過半数で決めるという検討会の基準案は、裁判官3、裁判員4を前提とするもので、必ずしも適当とはいいがたいものです。それは、望ましい構成で提示している裁判官が1人の場合、裁判官に評決についての「拒否権」</p>

を与える結果になるからです。裁判員が裁判官より十分多いことを前提として、全体の過半数でよいと考えます。

【社会民主党】(p.61.)

原則として全会一致をめざすべきであり、やむを得ない場合のみ4分の3程度の特別多数決とするべきである。

【日本弁護士連合会】(pp.9-10.)

2 評決

ア 評決は全員一致を原則とし、有罪の裁判をするには、一定の要件のもとで（例えば、評議と投票を繰り返しても意見の一致をみないとき）3分の2以上の多数決であって、裁判官の1名以上及び裁判員の1名以上が賛成する意見によらなければならない。死刑を言い渡すときは全員一致を要する。

【市民の裁判員制度つくり会】

4 評議・評決のルールについて

(5) 評議が尽くされないままに結論が出されることを回避するため、評議は全員一致を目指して行うものとする。全員一致を目指して議論したにも関わらずどうしても一致をみない場合、単純多数決とはせず、有罪とするにはたとえば全体の3分の2の多数を必要とする「特別多数決」とする。裁判官・裁判員のいずれかのみ意見で有罪とすることはできないものとし、特別多数決によって有罪とならないときは、合理的な疑いが残るものとみなし、無罪とする。

(3) 対象事件の範囲

法定合議事件を基本とする案、法定合議事件のうちより重大な事件を対象とする案などが提案されている。「組織犯罪事件やテロ事件」なども対象から除外すべきでないとする意見（民主党、日本弁護士連合会）や「すべての否認事件」を対象とすべきとする意見（日本共産党、市民の裁判員制度つくり会）もある。一方、「法定刑の重い重大犯罪に限定すべきである」という見解が強いが、少なくとも同制度の発足当初は、一般市民に馴染み易い事件を対象とすべきであ

ろう。死刑・無期に当たるような重大事件は事実認定が困難であるのみならず、裁判員の精神的負担が過大なものになると予想されるからである。」とする識者の意見もある（土本武司「国民の常識反映こそが導入の原点（正論）」『産経新聞』2004.1.27）。

【意見書】(p.106.)

(3) 対象となる刑事事件

国民の関心が高く、社会的にも影響の大きい「法定刑の重い重大犯罪」とすべきである。「法定刑の重い重大犯罪」の範囲に関しては、例えば、法定合議事件、あるいは死刑又は無期刑に当たる事件とすることなども考えられるが、事件数等をも考慮の上、なお十分な検討が必要である。…なお、例えば、裁判員に対する危害や脅迫的な働きかけのおそれが考えられるような組織的犯罪やテロ事件など、特殊な事件について、例外的に対象事件から除外できるような仕組みを設けることも検討の余地がある。

【たたき台】(pp.3-4.)

(4) 対象事件

ア 対象事件

ア) 原則

**A案** 法定合議事件（ただし、刑法第77条及び第78条の罪を除く。）

**B案** 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪（ただし、刑法第77条の罪を除く。）に係る事件

**C案** 法定合議事件であって、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪のもの。

ウ 事件の性質による対象事件からの除外

**A案** ア) 裁判官は、民心、裁判員若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させてその生活の平穏を侵害する行為がなされるおそれがあることその他の事情により、公正な判断ができないおそれがあると認めるときは、アの事件につき、裁判官のみで審理することとすることができるとする。ただし、事件の審判に関与している裁判官は、やむを得ない場合を除き、その決定に関与するこ

<p>とはできないものとする。</p> <p><b>B案</b> ウの制度はもうけないものとする。</p> <p><b>【座長試案】</b> (pp.2-3.)</p> <p>(4) 対象事件 ア 対象事件 ア) 原則</p> <p>次のいずれかに該当する事件とする。</p> <p>① 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪（ただし、刑法第77条の罪を除く。）に係る事件</p> <p>② 法定合議事件であって、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪のもの</p> <p>ウ 事件の性質による対象事件からの除外 「ア) 裁判官は、裁判員又はその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者の生活の平穩を著しく侵害する行為がなされるおそれがあることその他の事情により、裁判員に公正な判断を期待することができない状況があると認めるときは、アの事件につき、裁判官のみで審理することとすることができるものとする。…」とすることが考えられるが、更に検討するものとする。</p> <p><b>【自由民主党】</b> (pp.13-14.)</p> <p>(2) 対象とすべき刑事事件の範囲</p> <p>① 対象事件</p> <p>…現行の法定合議事件の範囲内で、重大事件として国民の関心が高い事件に限定することとし、まず、もっとも重い法定刑が定められている罪として、死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪の事件を対象とするとともに、それ以外の法定合議事件で、特に国民の関心が高いものという観点から、法定合議事件であって故意の犯罪行為により被害者を死亡させた事件を合わせて対象とすることが相当である。</p> <p>② 除外される事件</p> <p>テロ事件や組織的な犯罪等のように、裁判員の安全に対する侵害の危険性が大きく、裁判員に公正な判断を期待することが極めて困難な、特殊、例外的な類型の事件については、一定の要件及び手続を定めて、裁判員制度の対象から除外することができるようにすべきである。</p>	<p><b>【公明党】</b> (p.58.)</p> <p>…対象事件は、当面、年間4,800件程度あると言われている法定合議事件とするのが相当である。ただし、文書犯罪など国民の判断に委ねるまでもないと考えられる場合を含む事件も法定合議事件の中にはあるので、裁判員制度の趣旨にそぐわない一定の罪を除く等、除外すべき罪についてなお検討していく。</p> <p><b>【与党案】</b></p> <p>3 対象とする事件の範囲について</p> <p>(1) 裁判員制度の対象とする事件は、次の事件とする。</p> <p>① 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪の事件</p> <p>② 法定合議事件であって故意の犯罪行為により被害者を死亡させた事件</p> <p>(2) 裁判所は、(1)に該当する事件であっても、裁判員への報復等が予想される状況にあるような場合には、対象事件から除外することができるものとする。</p> <p>第2 今後の検討課題等</p> <p>1 対象事件の拡大</p> <p>制度導入後の運用の状況などを検証しながら、将来における対象事件の拡大について検討すべきである。</p> <p><b>【骨格案】</b> (pp.2-3.)</p> <p>(4) 対象事件 ア 対象事件 ア) 原則</p> <p>次のいずれかに該当する事件とする。</p> <p>① 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪（ただし、刑法第77条の罪を除く。）に係る事件</p> <p>② 法定合議事件であって、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪のもの</p> <p>ウ 対象事件からの除外</p> <p>「ア) 裁判官は、(当事者の請求により又は職権で、) 裁判員又はその親族の生命・身体に危害を加える行為又は脅迫行為がなされた状況、被告人が属する団体の構成員により行われた人の生命・身体に危害を加える行為の状況その他の事情により、裁判員又はその親族若しくはこれに準ずる者の生命・身体に対する害若しくは財産に対する重大</p>
--	---

な害を加える行為又はこれらの者の生活の平穩を著しく侵害する行為がなされる等のおそれがあり、そのために裁判員となる者が強く畏怖するなどして裁判員の職務を行うことができない状況にあると認めるときは、アの事件につき、裁判官のみで審理することとするものとする。…」とすることが考えられるが、その要件等について更に検討するものとする。

**【裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案】**

第二条 地方裁判所は、次に掲げる事件については、次条の決定があった場合を除き、この法律の定めるところにより裁判員の参加する合議体が構成された後は、裁判所法第二十六条の規定にかかわらず、裁判員の参加する合議体でこれを取り扱う。

一 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件

二 裁判所法第二十六条第二項第二号に掲げる事件であって、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係るもの（前号に該当するものを除く。）

第三条 地方裁判所は、前条第一項各号に掲げる事件について、被告人の言動、被告人がその構成員である団体の主張若しくは当該団体の他の構成員の言動又は現に裁判員候補者若しくは裁判員に対する加害若しくはその告知が行われたことその他の事情により、裁判員候補者、裁判員若しくは裁判員であった者若しくはその親族若しくはこれに準ずる者の生命、身体若しくは財産に危害が加えられるおそれ又はこれらの者の生活の平穩が著しく侵害されるおそれがあり、そのため裁判員候補者又は裁判員が畏怖し、裁判員候補者の出頭を確保することが困難な状況にあり又は裁判員の職務の遂行ができずこれに代わる裁判員の選任も困難であると認めるときは、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、これを裁判官の合議体で取り扱う決定をしなければならない。

**【民主党】**

5 対象事件

(1) 当面は刑事事件のみとし、対象事件は現行法により法定合議事件とされるものを基

本とする。組織犯罪事件やテロ事件なども、対象から除外すべきではなく、そのためにも裁判員の安全確保の方策などを併せ検討する。

**【日本共産党】 (p.59.)**

とりあえず裁判員制度を発足させる第一歩として、重大事件に限定するという検討会の案ですすめること自体は、否定することはないと思います。しかし、対象とされた事件より軽微な事件といえども市民の目で判断すべき事件は多くあります。したがって、ほんらいは一定基準以上の事件（少なくとも最高刑が懲役、禁錮刑以上のもの）および否認事件は、すべて被告人の要求によって裁判員裁判の対象とすることができるようにするのが望ましいと考えます。

**【社会民主党】 (p.61.)**

刑事事件以外への制度の適用も含め、より幅広くこの制度が活用されるべきだと考えているが、当面は井上試案どおり法定合議事件を対象とすることでかまわないが、制度の定着をみながら早期に対象を広げていくべきである。とくに被告人が裁判員裁判を希望する場合はこれを可能とすることが好ましい。

**【日本弁護士連合会】**（※日本弁護士連合会『裁判員制度「たたき台」に対する意見』2003年5月30日 pp.6-7.）

(4) 対象事件

ア 対象事件

イ 原則

法定合議事件（ただし、刑法第77条及び第78条の罪を除く。）とする。

ウ 事件の性質による対象事件からの除外  
事件の性質による対象事件からの除外の制度はもうけないものとする。

**【市民の裁判員制度つくろう会】**

2 対象事件について

すべての否認事件について裁判員制度を導入する。

(4) 裁判員の年齢要件

「20歳以上」案と「25歳以上」案に分かれている。被選挙権等を参考とした「25歳以上」案



の論拠は、「社会に出てある程度経験を積んだ人を裁判員とするのが適切であると思われます」（『座長試案説明』）と説明されているが、「20歳以上」案からは、被選挙権ではなく選挙権と同一に考えるべきことや、「仮に裁判員の年齢要件を25歳以上とすると、20歳から24歳までの被告人と同年代の健全な社会常識が組織的に排除される。…国民的基盤確立の観点から、これだけの規模の市民を組織的に排除することを正当化する合理的理由はない。」（日本弁護士連合会）との意見が投げかけられている。

<p><b>【意見書】</b> (p.105.)</p> <p>(2) 裁判員の選任方法・裁判員の義務等</p> <p>ア 裁判員の選任方法</p> <p>新たな参加制度においては、原則として国民すべてが等しく、司法に参加する機会を与えられ、かつその責任を負うべきであるから、裁判員の選任については、広く国民一般の間から公平に選任が行われるよう、選挙人名簿から無作為抽出した者を母体とすべきである。</p>
<p><b>【たたき台】</b> (p.4.)</p> <p>(1) 裁判員の要件</p> <p><b>A案</b> 裁判所の管轄区域内の衆議院議員の選挙権を有する者とする。</p> <p><b>B案</b> 裁判所の管轄区域内の衆議院議員の選挙権を有する者であって、年齢25年以上のものとする。</p> <p><b>C案</b> 裁判所の管轄区域内の衆議院議員の選挙権を有する者であって、年齢30年以上のものとする。</p>
<p><b>【座長試案】</b> (p.3.)</p> <p>(1) 裁判員の要件</p> <p>裁判所の管轄区域内の衆議院議員の選挙権を有する者であって、年齢25年以上のものとする。</p>
<p><b>【自由民主党】</b> (pp.4-5.)</p> <p>1 裁判員の選任方法について</p> <p>(1) 無作為抽出方式と有識者選考方式の比較検討</p> <p>…(選挙人名簿からの) 無作為抽出方式によることを基本とする制度とすることが適当</p>

<p>と考えられる。</p>
<p><b>【公明党】</b> (p.58.)</p> <p>裁判員制度は国民主権に基づく制度であるから、裁判員となる資格者を有する者は、国会議員の選挙権と連動（20歳）させるべきであり、無作為抽出とすべきである。</p>
<p><b>【与党案】</b></p> <p>(1) 裁判員候補者名簿の作成</p> <p>選挙人名簿に登録されている年齢20歳以上の者の中から無作為抽出により、裁判員候補者名簿を作成する。</p>
<p><b>【骨格案】</b> (p.3.)</p> <p>(1) 裁判員の要件</p> <p>裁判所の管轄区域内の衆議院議員の選挙権を有する者とする。</p>
<p><b>【裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案】</b></p> <p>第十三条 裁判員は、衆議院議員の選挙権を有する者の中から、この節の定めるところにより、選任するものとする。</p>
<p><b>【民主党】</b></p> <p>(1) 裁判員の資格要件</p> <p>裁判員の要件は、公職選挙法による選挙人の資格を有する者とする。</p>
<p><b>【日本共産党】</b> (p.59.)</p> <p>年齢要件は25歳以上。選挙人名簿被登録者からくじで選定するという方法でよい。</p>
<p><b>【社会民主党】</b> (p.61.)</p> <p>年齢要件は20歳以上。選挙人名簿被登録者からくじで選定するという方法でよい。ただし本来は、定住外国人等を対象に含めるべきである。</p>
<p><b>【日本弁護士連合会】</b> (p.14.)</p> <p>3 裁判員の年齢要件</p> <p>裁判所の管轄区域内の普通地方公共団体の議員の選挙権を有する者とする。</p>
<p><b>【市民の裁判員制度つくろう会】</b></p> <p>3 裁判員の資格</p> <p>裁判員の資格は、普通選挙権と同様に考えるべきであり、20歳以上とすべきです。そして、コミュニティの代表である市民が司法に参加するという観点に照らせば、将来的には定住外国人にも資格要件を認める</p>

べきと考えます。

### (5) 裁判員等の守秘義務

守秘義務の範囲・期間を明確にすべしとする意見がある。罰則についても、懲役刑まで課すのは重過ぎるのではないかとする意見がある。「一定の守秘義務は必要だが、刑事罰までは規定しなくていい。当面、裁判員の身の処し方に関する倫理規定だけ設けておき、やってみてまずいということになったら、その時、知恵を出し合えばいい。裁判に関与すれば、話していいこと、まずいことは誰でも分かる。体験的感想を語るのは、制度の改良のためにも必要だ。」(矢口洪一・元最高裁長官、『毎日新聞』2003.12.29)との刑事罰不要の意見もある。「たたき台」から「法案」までの各案は、一貫して、「守秘義務は終生。罰則は懲役刑も。」である。その論拠は、「裁判というものの信頼性や、評議において合議体の構成員が自由な意見の交換をすることができることを確保するとともに、事件関係者のプライバシーや秘密を保護するため」(『座長試案説明』)、「職務上知り得た秘密の漏洩を処罰する他の立法例において懲役刑が法定されていることとの整合を図る必要」(同)があるためと説明されている。

#### 【意見書】(p.105.)

#### (2) 裁判員の選任方法・裁判員の義務等 イ 裁判員の義務等

裁判員が、裁判官と同様、評議の内容等職務上知ることのできた秘密に関する守秘義務を負うべきこと…は当然である。

#### 【たたき台】(pp.9-10. pp.14-15.)

#### 3 裁判員等の義務及び解任

#### (2) 裁判員及び補充裁判員の義務

オ 裁判員及び補充裁判員並びにこれらの職にあった者は、評議の経過並びに各裁判官及び各裁判員の意見並びにその多数の数その他の職務上知り得た秘密を漏らしてはならないものとする。

#### 7 罰則

#### (2) 裁判員等の秘密漏洩罪

裁判員、補充裁判員又はこれらの職にあった者が評議の経過若しくは各裁判官若しくは各裁判員の意見若しくはその多数の数その他の職務上知り得た秘密を漏らし、又は合議体の裁判官及び他の裁判員以外の者に対しその担当事件の事実の認定、刑の量定等に関する意見を述べたときは、○年以下の懲役又は○○円以下の罰金に処するものとする。

#### 【座長試案】(pp.8-9. p.13.)

#### 3 裁判員等の義務及び解任

#### (2) 裁判員及び補充裁判員の義務

オ 裁判員及び補充裁判員並びにこれらの職にあった者は、評議の経過並びに各裁判官及び各裁判員の意見並びにその多数の数その他の職務上知り得た秘密を漏らしてはならないものとする。

#### 7 罰則

#### (2) 裁判員等の秘密漏洩罪

裁判員、補充裁判員又はこれらの職にあった者が評議の経過若しくは各裁判官若しくは各裁判員の意見若しくはその多数の数その他の職務上知り得た秘密を漏らし、又は合議体の裁判官及び他の裁判員以外の者に対しその担当事件の事実の認定、刑の量定等に関する意見を述べたときは、○年以下の懲役又は○○円以下の罰金に処するものとする。

#### 【自由民主党】(pp.17-18.)

#### (3) 守秘義務

裁判員は、評議の秘密その他の職務上知り得た秘密についての守秘義務を負うこととすべきであり、裁判員の職務を退いた後も、同様とすべきである。かつ、これらの違反に対する罰則を設けるべきである。

この場合において、裁判員が参加した裁判に関する事項のすべてが守秘義務の対象となるものではないことは当然であり、処罰の対象となる守秘義務違反行為の範囲を明確にするための法律上又は運用上の方策を講ずべきである。

#### 【与党案】

- (3) 守秘義務
- ① 裁判員、補充裁判員及びこれらであった者は、評議の経過並びに各裁判官及び各裁判員の意見並びにその多少の数と、それを含む職務上知り得た秘密を漏らしてはならないものとする。
- ② 守秘義務違反に対しては、懲役又は罰金による処罰を科するものとする。

第2 今後の検討課題等

- 5 制度導入に当たっての配慮
- (2) 守秘義務の範囲の明確化  
守秘義務の範囲が裁判員にとって明確で分かりやすいものとなるよう、運用上、格別の配慮をするものとする。

【骨格案】(pp.8-9. p.12.)

- 3 裁判員等の義務及び解任
- (2) 裁判員及び補充裁判員の義務  
オ 裁判員及び補充裁判員並びにこれらの職にあった者は、評議の経過並びに各裁判官及び各裁判員の意見並びにその多少の数その他の職務上知り得た秘密を漏らしてはならないものとする。
- 7 罰則
- (2) 裁判員等の秘密漏洩罪  
裁判員、補充裁判員又はこれらの職にあった者が評議の経過若しくは各裁判官若しくは各裁判員の意見若しくはその多少の数その他の職務上知り得た秘密を漏らし、又は合議体の裁判官及び他の裁判員以外の者に対しその担当事件の事実の認定、刑の量定等に関する意見を述べたときは、○年以下の懲役又は○○円以下の罰金に処するものとする。

【裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案】

- 第九条 2 裁判員は、第七十条第一項に規定する評議の秘密その他の職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 第七十条 構成裁判官及び裁判員が行う評議並びに構成裁判官のみが行う評議であって裁判員の傍聴が許されたものの経過並びにそれぞれの裁判官及び裁判員の意見並びにその多少の数（以下「評議の秘密」という。）については、これを漏らしてはならない。
- 第七十九条 裁判員若しくは補充裁判員又

はこれらの職にあった者が、評議の秘密その他の職務上知り得た秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 裁判員又は補充裁判員が、構成裁判官又はその被告事件の他の裁判員若しくは補充裁判員以外の者に対し、当該被告事件において認定すべきであると考えられる事実若しくは量定すべきであると考えられる刑を述べたとき、又は当該被告事件において裁判所により認定されたと考える事実若しくは量定されたと考える刑を述べたときも、前項と同様とする。

3 裁判員又は補充裁判員の職にあった者が、構成裁判官であった者又はその被告事件の他の裁判員若しくは補充裁判員の職にあった者以外の者に対し、当該被告事件の裁判所による事実の認定又は刑の量定の当否を述べたときも、第一項と同様とする。

【民主党】

- (3) 守秘義務  
裁判員や裁判員であった者は、合理的な範囲内の守秘義務を負うものとするが、その範囲については、意見表明の自由との関係で、さらに検討する。

【日本共産党】(p.59.)

判決までは、守秘義務について裁判員への一定の規制は当然必要だと考えます。しかし判決後は、プライバシーの侵害にあたるような点は別として、裁判員制度のあり方の論議や判決で公表された範囲での内容に基づく論評などを含めて、一切発言できないなどの規制は行きすぎです。また、裁判員の守秘義務違反に対する刑事罰の適用は、基本的には抑制すべきものだと思います。

【社会民主党】(p.61.)

井上試案（※座長試案）の罰則つき守秘義務には反対である。職業裁判官と同様の倫理規定でかまわない。

【日本弁護士連合会】(pp.15-16. p.20.)

- 4 裁判員及び補充裁判員の義務  
オ（※座長試案）は、次のように、事件係属中と終了後の取扱いを分けるべきである。

オ 裁判員及び補充裁判員は、評議の経過並びに各裁判官及び各裁判員の意見並びにその多少の数その他の職務上知り得た秘密を漏らしてはならないものとする。

カ 裁判員及び補充裁判員の職にあった者は、正当な理由なく、評議の経過並びに各裁判官及び各裁判員の意見（自らの意見を除く）並びにその多少の数その他の職務上知り得た秘密を漏らしてはならないものとする。（但し、各裁判官若しくは各裁判員の意見を、その意見を述べた者が特定される方法で明らかにする場合を除き、有罪判決については、守秘義務の期間を限定するものとする。）

#### 6 裁判員等の秘密漏洩罪

ア 裁判員、補充裁判員が評議の経過若しくは各裁判官若しくは各裁判員の意見若しくはその多少の数その他の職務上知り得た秘密を漏らし、又は合議体の裁判官及び他の裁判員以外の者に対しその担当事件の事実の認定、刑の量定等に関する意見を述べたときは、〇円以下の罰金に処するものとする。

イ 裁判員、補充裁判員の職にあった者が、正当な理由なく、評議の経過若しくは各裁判官若しくは各裁判員の意見（自らの意見を除く）若しくはその多少の数その他の職務上知り得た秘密を漏らしたときは、〇円以下の罰金に処するものとする。（但し、各裁判官若しくは各裁判員の意見を、その意見を述べた者が特定される方法で明らかにする場合を除き、有罪判決については、守秘義務の期間を限定するものとする。）

#### 【報道関係 3 団体】

守秘義務が課せられる内容の範囲や期限をより明確にするよう求めます。（日本新聞協会）

裁判員の秘密保持義務というものは、こうした規定ではなく、もっともっと範囲を縮小すべきものとまず考えます。（日本雑誌協会）

裁判員への負担を軽減するためにも、秘密とすべき範囲をできるだけ明確にし、かつ限定的なものにすべきであります。また、公判後においてまで懲役刑付きの罰則を設ける必要があるかどうかを検討すべきです。民放連

は必要はないと考えています。（日本民間放送連盟）

#### (6) 裁判員等の個人情報の保護

裁判員等の安全確保の観点から、個人が特定されるような情報を非公開にすることについては原則的に異論はない。ただ、「裁判員等の承諾がある場合まで禁止する必要はない。」（日本弁護士連合会）、「公判後においては、本人が特定されるような情報を報道してよいのかどうかの判断は、裁判員経験者本人にゆだねるべきと考えます。」（日本民間放送連盟）などの意見もある。また、「個人情報をすべて非公開とするような制度設計にはしないよう」（日本新聞協会）にとの意見や、個人の特定につながらない、職業・性別・年齢等の裁判員の属性に関する一般的な情報については公開してもよいのでは、との意見もある。法案は、裁判員等であった者について、個人の特定につながるような情報であっても、本人が同意すれば公開可能とした。

#### 【意見書】（p.105.）

##### (2) 裁判員の選任方法・裁判員の義務等

###### イ 裁判員の義務等

…裁判員の職務の公正さの確保や、裁判員の安全保持などのためにとるべき措置についても更に検討する必要がある。

#### 【たたき台】（p.16.）

##### (1) 裁判員等の個人情報の保護

ア 訴訟に関する書類であって、裁判員、補充裁判員又は裁判員候補者の氏名以外の個人情報が記載されたものは、これを公開しないものとする。

イ 何人も、裁判員、補充裁判員又は裁判員候補者の氏名、住所その他のこれらの者を特定するに足る事実を公にしてはならないものとする。

#### 【座長試案】（p.14.）

##### (1) 裁判員等の個人情報の保護

ア 訴訟に関する書類であって、裁判員、

<p>補充裁判員又は裁判員候補者の氏名以外の個人情報に記載されたものは、これを公開しないものとする。</p> <p>イ 何人も、裁判員、補充裁判員又は裁判員候補者の氏名、住所その他のこれらの者を特定するに足る事実を公にしてはならないものとする。</p>	<p>れた書類は、これを公開しないものとする。</p>
<p><b>【自由民主党】</b> (p.17.)</p> <p>(1) 裁判員の個人情報の保護</p> <p>裁判所をはじめとする関係機関は、裁判員及び裁判員候補者の個人情報を公開しないことを原則とすべきである。この場合において、個人が特定されるおそれがないという前提で、氏名、年齢、性別等は公開することができるよう工夫すべきである。</p> <p>何人も、裁判員を特定することができるような情報は公にしてはならないものとする。ただし、裁判終了後においては、当該裁判員であった者が同意している場合は、この限りではないものとする。</p>	<p><b>【裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案】</b></p> <p>第七十二条 何人も、裁判員、補充裁判員又は裁判員候補者若しくはその予定者の氏名、住所その他の個人を特定するに足りる情報を公にしてはならない。これらであった者の氏名、住所その他の個人を特定するに足りる情報についても、本人がこれを公にすることに同意している場合を除き、同様とする。</p>
<p><b>【与党案】</b></p> <p>(1) 裁判員の個人情報の保護</p> <p>① 裁判所等は、裁判員の氏名、住所は公開しないものとする。</p> <p>② 年齢、性別、職業等の公開については、個人が特定されないような形とするものとする。</p>	<p><b>【民主党】</b></p> <p>(1) 個人情報</p> <p>裁判員の個人情報は、本人が特定されないような扱い方を検討する。</p>
<p><b>【骨格案】</b> (pp.13-14.)</p> <p>(1) 裁判員等の個人情報の保護</p> <p>ア 何人も、裁判員、補充裁判員若しくは裁判員候補者又はこれらであった者の氏名、住所その他のこれらの者を特定するに足る事実を公にしてはならないものとする。ただし、裁判員、補充裁判員又は裁判員候補者であった者の同意を得た場合は、この限りではないものとする。</p> <p>イ 裁判確定後の訴訟に関する書類の公開に当たっては、氏名、住所等の裁判員、補充裁判員又は裁判員候補者の個人が特定されるおそれのある情報が記載さ</p>	<p><b>【日本弁護士連合会】</b> (pp.20-21.)</p> <p>7 裁判員等の個人情報の保護</p> <p>イ (※座長試案) については、裁判員等の承諾がある場合まで禁止する必要はない。</p>
	<p><b>【市民の裁判員制度つくり会】</b></p> <p>13 市民が裁判員になりやすいよう、十分な配慮を求めます。</p> <p>(6) 裁判員のプライバシー・個人情報を保護すること。</p>
	<p><b>【報道関係3団体】</b></p> <p>個人情報をすべて非公開にするような制度設計にはしないよう見直しを求めます。(日本新聞協会)</p> <p>公判中については、事件の当事者・関係者から抗議や危害を加えられるおそれもあり、公正な審理を確保する観点から氏名以外の個人情報に一定の保護が必要な場合も想定されます。しかし、公判後においては、本人が特定されるような情報を報道してよいのかどうかの判断は、裁判員経験者本人にゆだねるべきと考えます。(日本民間放送連盟)</p>
	<p>(7) 裁判員等に対する接触の規制</p> <p>公判中の裁判員等に対する接触が規制されるべきことについては原則的に異論はない。ただ、</p>

「裁判員が担当事件に関して関係者から脅迫等被害を受けたり、請託を受けていることが発覚した場合、また、有名人が裁判員に選ばれ本人が了解している場合などは、例外的に取材を行うこともあり得るし、容認されるべきです。」(日本民間放送連盟)との意見もある。任務終了後の裁判員等に対する接触規制については、「裁判員を退いた人にまで接触禁止の網をかけるべきではない」(日本新聞協会)、「あらかじめ厳しく禁ずるのではなくて、報道機関の、…良識と自主的な判断に任せるべきである」(日本雑誌協会)、「公判後においては、裁判員等経験者への取材を認める必要があると考えます」(日本民間放送連盟)など、報道界からは反対の意見が強い。学術研究や報道取材目的などの場合は禁ずべきではないとの意見(日本弁護士連合会)もある。

**【意見書】**(p.105.)

- (2) 裁判員の選任方法・裁判員の義務等  
 イ 裁判員の義務等  
 …裁判員の職務の公正さの確保や、裁判員の安全保持などのためにとるべき措置についても更に検討する必要がある。

**【たたき台】**(p.16.)

- (2) 裁判員等に対する接触の規制  
 ア 何人も、裁判員又は補充裁判員に対して、その担当事件に関し、接触してはならないものとする。何人も、知り得た事件の内容を公にする目的で、裁判員又は補充裁判員であった者に対して、その担当事件に関し、接触してはならないものとする。

**【座長試案】**(p.14.)

- (2) 裁判員等に対する接触の規制  
 ア 何人も、裁判員又は補充裁判員に対して、その担当事件に関し、接触してはならないものとする。何人も、裁判員又は補充裁判員が職務上知り得た秘密を知る目的で、裁判員又は補充裁判員であった者に対して、その担当事件に関し、接触してはならないものとする。

**【自由民主党】**(p.18.)

- (4) 裁判員に対する接触の規制  
 審理中においては、何人についても、裁判員への事件に関する接触は禁止すべきである。  
 また、審理終了後においても、裁判員であった者への事件に関する接触は慎重であるべきであるが、言論の自由、報道の自由にかんがみると、すべて禁止するのは妥当ではない。そこで、裁判員であった者と事件に関して接触する際には、相手の意思を尊重しなければならないものとするとともに、その者が守秘義務を負う範囲の事項を知る目的での接触及び守秘義務に触れる事項についての質問はしてはならないこととすべきである。

**【公明党】**(p.58.)

裁判員に対して接触することについては、判決言渡しに至るまでは、判決の正当性や信頼を損なわないため、接触するべきではないと考えており、このことは大方の理解が得られていると思う。問題は裁判終了後であるが、裁判員経験者が拒む場合は別であろうが、守秘義務が及ばない事項については、接触を禁止する必要があるか、慎重に検討すべきである。取材・報道のあり方は、基本的にはメディアの自主規制に委ねるのが相当と考える。

**【与党案】**

- (4) 裁判員に対する接触の規制  
 ① 裁判員や補充裁判員に対し、担当事件に関する接触をしてはならない旨の訓示規定を設ける。  
 ② 裁判員や補充裁判員であった者については、本人が拒絶している場合及び守秘義務を負っている事項を知る目的がある場合以外での接触は禁止されないものとする。

**【骨格案】**(p.14.)

- (2) 裁判員等に対する接触の規制  
 ア 何人も、裁判員又は補充裁判員に対して、その担当事件に関し、接触してはならないものとする。何人も、裁判員又は補充裁判員が職務上知り得た秘密を知る目的

で、裁判員又は補充裁判員であった者に対して、その担当事件に関し、接触してはならないものとする。

**【裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案】**

第七十三条 何人も、被告事件に関し、当該被告事件の裁判員又は補充裁判員に接触してはならない。

2 何人も、裁判員又は補充裁判員が職務上知り得た秘密を知る目的で、裁判員又は補充裁判員の職にあった者に接触してはならない。

**【民主党】**

(4) 裁判員制度と取材・報道

裁判員制度で審理される事件の取材・報道のあり方については、表現の自由と、裁判員のプライバシー、公正な裁判の実現等との適正な調整を目指すべきであるが、基本的にはメディアの自主的規制に委ねることとする。

**【日本弁護士連合会】 (p.21.)**

8 裁判員等に対する接触の規制

ア(※座長試案)については、「何人も、裁判員又は補充裁判員に対して、その担当事件に関し、その任務終了まで、接触してはならないものとする。」とする。

**【報道関係3団体】**

裁判員を退いた人にまで接触禁止の網をかけるべきではない、と思います。(日本新聞協会)

「接触の禁止」ということについては、あらかじめ厳しく禁ずるのではなくて、報道機関の、…良識と自主的な判断に任せるべきである。(日本雑誌協会)

公判後においては、裁判員等経験者への取材を認める必要があると考えます。たたき台8(2)アの後段は削除すべきです。なお、公判中であっても、例えば、裁判員が担当事件に関して関係者から脅迫等被害を受けたり、請託を受けていることが発覚した場合、また、有名人が裁判員に選ばれ本人が了解している場合などは、例外的に取材を行うこともあり得るし、容認されるべきです。(日本民間放送連盟)

(8) 報道規制

「たたき台」と「座長試案」に盛り込まれた「偏見報道の禁止」については、「たとえ訓示規定であっても、実質的には事件・裁判に関する報道を規制するものになりかねない上、何をもって「偏見」とするのかも明確ではありません。恣意的な運用を導くおそれの強い規定であり、表現の自由や適正手続を定めた憲法の精神に触れる疑いがあると思います」(日本新聞協会)など、報道界などから強い批判を浴びた。報道界において自主的なルール作りがなされつつあることなども踏まえ、与党案が「当面、法律上の手当ては行わないものとする。」としたことから、法案への規定は見送られた。

**【意見書】 (p.105.)**

(2) 裁判員の選任方法・裁判員の義務等

イ 裁判員の義務等

…裁判員の職務の公正さの確保や、裁判員の安全保持などのためにとるべき措置についても更に検討する必要がある。

**【たたき台】 (p.16.)**

(3) 裁判の公正を妨げる行為の禁止

ア 何人も、裁判員、補充裁判員又は裁判員候補者に事件に関する偏見を生ぜしめる行為その他の裁判の公正を妨げるおそれのある行為を行ってはならないものとする。

イ 報道機関は、アの義務を踏まえ、事件に関する報道を行うに当たっては、裁判員、補充裁判員又は裁判員候補者に事件に関する偏見を生ぜしめないように配慮しなければならないものとする。

**【座長試案】 (p.15.)**

(3) 裁判の公正を妨げる行為の禁止

ア 何人も、裁判員、補充裁判員又は裁判員候補者に事件に関する偏見を生ぜしめる行為その他の裁判の公正を妨げるおそれのある行為を行ってはならないものとする。

イ 「報道機関は、アの義務を踏まえ、事件に関する報道を行うに当たっては、裁判

<p>員、補充裁判員又は裁判員候補者に事件に関する偏見を生ぜしめないように配慮しなければならないものとする。」との点については、報道機関において自主的ルールを策定しつつあることを踏まえ、更に検討するものとする。</p>
<p><b>【自由民主党】</b> (p.17.)</p> <p>(2) 裁判員の判断に不当な影響を及ぼす行為の規制</p> <p>…言論の自由、報道の自由に配慮して慎重に対処すべきことであることや、報道機関が公正な裁判の確保の趣旨に照らした自主的な取り組みの努力をしていることにもかんがみ、当面、法律上の手当ては行わないこととする。</p>
<p><b>【公明党】</b> (p.58.)</p> <p>取材・報道のあり方は、基本的にはメディアの自主規制に委ねるのが相当と考える。</p>
<p><b>【与党案】</b></p> <p>(2) 裁判員の判断に不当な影響を及ぼす行為の規制</p> <p>② 一般に、裁判員の事件に関する判断に直接かかわる言動を行うことは許されるべきことではないが、当面、法律上の手当ては行わないものとする。</p>
<p><b>【骨格案】</b></p> <p>※規定せず。</p>
<p><b>【裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案】</b></p> <p>※規定せず。</p>
<p><b>【民主党】</b></p> <p>(4) 裁判員制度と取材・報道</p> <p>裁判員制度で審理される事件の取材・報道のあり方については、表現の自由と、裁判員のプライバシー、公正な裁判の実現等との適正な調整を目指すべきであるが、基本的にはメディアの自主的規制に委ねることとする。</p>
<p><b>【日本共産党】</b> (p.59.)</p> <p>公平な裁判のため報道機関の自制は必要ですが、報道規制は望ましくありません。</p>
<p><b>【社会民主党】</b> (p.61.)</p> <p>プライバシーへの配慮は必要だが、リーガ</p>

ルリテラシーの観点からも裁判の行われ方などについては伝えられてもよい。国民の裁判・法的参加を促すという本来の目的を考えても、裁判の進め方をある程度まで伝えるのは、むしろ積極的に行うべきともいえる。

**【日本弁護士連合会】** (p.22.)

9 裁判の公正を妨げる行為の禁止

ア及びイ (※座長試案) は、いずれも削除すべきである。

**【報道関係3団体】**

たとえ訓示規定であっても、実質的には事件・裁判に関する報道を規制するものになりかねない上、何をもって「偏見」とするのかも明確ではありません。恣意的な運用を導くおそれの強い規定であり、表現の自由や適正手続を定めた憲法に精神に触れる疑いがあると思います。…ことさら本規定を設ける必要はないと考えます。(日本新聞協会)

あらかじめ配慮義務を法律で定めて報道を規制してしまうということにはするべきでなく、…報道業界の様々な自由な自主的な検討を優先させるべきであると考えています。(日本雑誌協会)

「偏見を生ぜしめる行為」とは、具体的にどのようなことを指しているのか、極めてあいまいであると考えます。8(3)(※たたき台)は削除すべきと考えます。(日本民間放送連盟)

## II 裁判員制度についての識者等の意見 (文献リスト)

以下の文献リストは、裁判員制度についての識者等の意見が掲載されている図書、雑誌記事、新聞記事の一覧である。各文献は、図書、雑誌記事、新聞記事ごとに、それぞれ発行年月順に配列した。

**【図書】**

○佐野洋 (作家) 「検察審査会という最高の会議を知れば、裁判員制度は正しい選択である - 裁判員制度は日本になじむか -」『日本の論点 2004』文藝春秋、2003.11, pp.662-665.

○長谷川三千子 (埼玉大学教授) 「裁判の公正さを損な



う裁判員制度の導入は明らかに司法改悪である - 裁判員制度は日本になじむか - 『日本の論点 2004』文藝春秋, 2003.11, pp.666-669.

#### 【雑誌記事】

- 森野俊彦（和歌山家庭裁判所判事）「裁判員制度」の制度設計はいかになされるべきか - 裁判官と市民の実質的協働を目指して - 『季刊刑事弁護』33, 2003. Spring, pp.8-12.
- ロバート・ブルーム（ボストン大学ロースクール教授）「裁判員の数は多く、裁判官は少なく - 裁判員制度導入について考えていること -」『季刊刑事弁護』33, 2003. Spring, pp.14-17.
- 佐木隆三（作家）「司法の流れを変える「裁判員制度」」『世界週報』84(16), 2003.4.29, pp.48-49.
- 大久保太郎（元東京高等裁判所判事）「裁判員制度立法化への根本的疑問（上） - 「裁判員制度について」の基本部分の検討 -」『判例時報』1825, 2003.9.11, pp.24-30.
- 大久保太郎（元東京高等裁判所判事）「裁判員制度立法化への根本的疑問（下） - 「裁判員制度について」の基本部分の検討 -」『判例時報』1826, 2003.9.21, pp.20-24.
- 大久保太郎（元東京高等裁判所判事）「裁判員制度は日本の司法を危うくする」『正論』376, 2003.10, pp.300-307.
- 橋爪大三郎（東京工業大学教授）、宮崎哲弥（評論家）「対談・「お上任せ」脱却の大チャンスだ - 特集・あなたが人を裁く日がやってくる -」『中央公論』118(12), 2003.12, pp.112-121.
- 仲戸川隆人（裁判官）「普通の人から学ぶことは山ほどある 現役裁判官は語る - 特集・あなたが人を裁く日がやってくる -」『中央公論』118(12), 2003.12, pp.130-135.
- 飯室勝彦（中京大学教授）「"消毒された報道" しかできなくなる怖さ 報道規制強化に反対する - 特集・あなたが人を裁く日がやってくる -」『中央公論』118(12), 2003.12, pp.136-142.
- 左時枝（女優）、丸田隆（関西学院大学法学部教授）「対談・裁判員制度が日本社会を変える！」『世界』721, 2003.12, pp.144-150.
- 佐藤博史（弁護士）、松澤伸（早稲田大学法学部専任講師）「裁判員制度の人数構成 - 裁判官2人制の提言 -」『現代刑事法』6(1), 2004.1, pp.40-48.
- 須網隆夫（司法改革国民会議事務局長）「裁判官三人、裁判員四人」では話にならない - 「裁判員制度」井上座長試案に反論する -」『中央公論』119(1), 2004.1, pp.142-149.
- ケント・アンダーソン（名古屋大学大学院客員助教授、オーストラリア国立大学助教授）「外国の常識から見た「裁判員制度」」『法律時報』76(2), 2004.2, pp.37-41.
- 三谷太郎（成蹊大学法学部教授）「裁判員制度の政治的意義」『自由と正義』55(2), 2004.2, pp.26-34.
- 藤川忠宏（日本経済新聞社論説委員）「国民の立場から見た裁判員制度」『自由と正義』55(2), 2004.2, pp.35-44.
- 小林永和（元札幌地方検察庁検事正）「こんな「裁判員制度」は即刻断念せよ」『正論』381, 2004.3, pp.236-244.
- 伊藤和子（弁護士）「裁判員制度「法案」を検証する - 特別企画・裁判員制度 法案を検討する -」『法学セミナー』592, 2004.4, pp.62-65.
- 飯室勝彦（中京大学教授）「裁判員と国民との関係 - 特別企画・裁判員制度 法案を検討する -」『法学セミナー』592, 2004.4, pp.66-69.

#### 【新聞記事】

- ステファン・サーマン（米国セントルイス大学ロースクール教授）「日本型「裁判員」は6人で（論点）」『読売新聞』2002.3.21.
- 矢口洪一（元最高裁長官）「国民が担う司法目指して（論点）」『読売新聞』2002.11.13.
- 福川伸次（司法改革国民会議代表・電通顧問）「理念実現のため市民11人で - 裁判員制度 -（私の視点）」『朝日新聞』2003.3.6.
- 三谷太郎（成蹊大学教授）「司法参加、裁判員制で実質化（論点）」『読売新聞』2003.3.7.
- 中川英彦（住商リース副社長）、片山徒有（「市民の裁判員制度つくろう会」代表世話人）「裁判員」仕組みなお溝 - 市民と法律家に聞く・上 -」『朝日新聞』2003.5.21.

- 平良木登規男（慶応大教授）、四宮啓（日弁連司法改革調査室長）「法曹の責任さらに重く - 裁判員制度 市民と法律家に聞く・下-」『朝日新聞』2003.5.22.
- 長谷川三千子（埼玉大学教授）「裁判員制度には明らかに無理がある（正論）」『産経新聞』2003.5.29.
- 後藤昭（一橋大教授）、北村敬子（中央大教授）、福来寛（カリフォルニア大サンタクルーズ校准教授）「裁判員制度 根付くか（論点）」『毎日新聞』2003.6.2.
- 園部逸夫（元最高裁判事）「国民主役の裁判員制度に（論点）」『読売新聞』2003.9.10.
- 小野幹雄（元最高裁判事）「裁判員制 裁判官と協働で（論点）」『読売新聞』2003.10.2.
- 川崎義徳（弁護士・元東京高裁長官）「市民中心、プロは2人で - 裁判員制度 -（私の視点）」『朝日新聞』2003.11.5.
- 阿部文洋（千葉地裁所長）「説得力欠く「裁判官2人」説 - 裁判員制度 -（私の視点）」『朝日新聞』2003.11.14.
- 毛利甚八（ライター・マンガ原作者）、吉丸真（元札幌高裁長官）「裁判員 人数・守秘義務は」『朝日新聞』2003.11.20.
- 田口守一（早稲田大学法学部教授）「裁判員制度は数の論理にあらず（アピール）」『産経新聞』2003.12.20.
- 伊佐千尋（作家）、伊藤和子（弁護士）、早川忠孝（自民党衆院議員）、毛利甚八（ライター）、大石泰彦（東洋大教授）、矢口洪一（元最高裁長官）「裁判員制度に言いたい ①～⑥」『毎日新聞』2003.12.21-12.29.
- 藤川忠宏（論説委員）「裁判員は法に命吹き込む（中外時評）」『日本経済新聞』2003.12.21.
- 園部逸夫（元最高裁判事）、片山徒有（「市民の裁判員制度つくろう会」代表世話人）、弘中惇一郎（弁護士）「裁判員制度」どうあるべきか（核心）」『東京新聞』2004.1.5.
- 大久保太郎（元東京高等裁判所判事）「これでも裁判員制度を強行するのか（アピール）」『産経新聞』2004.1.13.
- 土本武司（帝京大学教授）「国民の常識反映こそが導入の原点（正論）」『産経新聞』2004.1.27.
- 田中治（独立行政法人職員）「辞退する権利を尊重せよ - 裁判員制度 -（私の視点）」『朝日新聞』2004.2.11.
- 石坂浩二（俳優）「より良い裁判 市民の手で - 裁判員制度 -（私の視点）」『朝日新聞』2004.2.28.
- 田鎖麻衣子（弁護士）「重罰化・拙速な審理を懸念 - 裁判員制度 -（私の視点）」『朝日新聞』2004.2.28.
- デービッド・ジョンソン（ハワイ大学教授）「過剰な秘密主義 検証の壁 - 裁判員制度 -（私の視点）」『朝日新聞』2004.2.28.
- 石井宏治（㈱石井鉄工所社長）「重荷を負う企業にも配慮を - 裁判員制度 -（私の視点）」『朝日新聞』2004.2.28.
- 宗岡美鳩（静岡市立南中3年）「もっと知りたい、知って欲しい - 裁判員制度 -（私の視点）」『朝日新聞』2004.2.28.
- 間部俊明（弁護士・神奈川大学法科大学院教授）「異質な人々の論争こそ狙い - 裁判員制度 -（私の視点）」『朝日新聞』2004.4.13.

（なかね けんいち 行政法務課）

## 参考資料：法案提出までの主な動き

	政府・与党の動き	野党・日弁連などの動き
平成13(2001)年 6月12日	司法制度改革審議会、『司法制度改革審議会意見書－21世紀の日本を支える司法制度－』を小泉首相に提出	
平成14(2002)年 3月19日	「司法制度改革推進計画」を閣議決定	
5月29日		「司法改革国民会議」(会長：亀井正夫社会経済生産性本部会長)発足
6月12日		「市民の裁判員制度つくろう会」(代表世話人：片山徒有、佐野洋、毛利甚八)発足
8月1日～10月31日	「刑事訴訟手続への新たな参加制度の導入」「刑事裁判の充実・迅速化」及び「公訴提起の在り方」についての意見募集(司法制度改革推進本部事務局)	
11月11日		「司法改革国民会議」、「血の通う司法」を実現するための第1回提言～司法の体質を変える構造改革を～」を発表
平成15(2003)年 3月11日	司法制度改革推進本部事務局、『裁判員制度について』(いわゆる「たたき台」)を公表	
4月1日～5月31日	裁判員制度及び検察審査会制度についての意見募集(司法制度改革推進本部事務局)	
5月9日～12日		時事通信社、『裁判員制度』に関する世論調査を実施
5月16日	裁判員制度・刑事検討会、日本新聞協会・日本雑誌協会・日本民間放送連盟からヒアリング	
5月22日		「市民の裁判員制度つくろう会」、定時総会において「裁判員制度の制度設計案」を承認
5月30日		日本弁護士連合会、『裁判員制度「たたき台」に対する意見』を発表
7月12、13日		読売新聞社、裁判員制度の導入に関する全国世論調査を実施
7月25日		「裁判員制度推進議員連盟」(会長：橋本龍太郎元首相)発足
9月6、7日		日本世論調査会、裁判員制度に関する全国世論調査を実施
10月		「裁判員制度に反対する会」(代表：大久保太郎、小田村四郎、高池勝彦、長谷川三千子)発足
10月28日	裁判員制度・刑事検討会座長、『考えられる裁判員制度の概要について』(いわゆる「座長試案」)を公表	
11月18日～12月17日	裁判員制度、刑事裁判の充実・迅速化及び検察審査会制度に関する意見募集(司法制度改革推進本部事務局)	
12月4日		民主党、司法改革WT座長、「次の内閣」法務大臣名で『裁判員制度設計に関する考え方』を発表
12月11日		日本弁護士連合会、『裁判員制度及び刑事裁判の充実・迅速化に関する意見書』を発表
12月16日	自由民主党政務調査会司法制度調査会「裁判員制度と国民の司法参加のあり方に関する小委員会」、『裁判員制度のあり方について』を発表	「裁判員制度に反対する会」、司法制度改革推進本部事務局に意見書を提出
平成16(2004)年 1月26日	与党政策責任者会議司法制度改革プロジェクトチーム合意(『裁判員制度の導入について』)	
1月29日	司法制度改革推進本部事務局、『裁判員制度の概要について(骨格案)』を公表	
1月30日～2月13日	裁判員制度、刑事裁判の充実・迅速化及び検察審査会制度の骨格案についての意見募集(司法制度改革推進本部事務局)	
2月12日		日本弁護士連合会、『裁判員制度、刑事裁判の充実・迅速化及び検察審査会制度の骨格案に対する意見書』を発表
3月2日	「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案」閣議決定、国会提出	